

# 入札制度等調査検討部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札制度等調査検討部会（以下「部会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(部会長)

第2条 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第3条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(関係者の出席等)

第4条 部会長は、調査のため必要があると認めるときは、関係職員に資料を提出させ、又は出席を求めてその意見を聞くことができる。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から実施する。